

平成 29 年度

第 3 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 6 月 5 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 6 月 30 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

(追加議案) 庄原農業振興地域変更計画の承認について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三		○	28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲		○	29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭		○	(比和)			
19	田邊 幸美		○	39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明		○
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	石田 泰清		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

局長：ただ今より、平成29年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 7番田邊委員、8番倉本委員、18番前本委員、19番田邊委員、36番横谷委員、41番松島委

員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 36 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。37番島津委員さんと38番向田委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

それでは受付番号8番から14番の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号8番から14番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので受付番号8番から14番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年4月期の申出分については、別紙 「平成29年6月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号2から4の3件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号2

位 置 等：説明資料の3ページから4ページに記載

転用事由：住宅

資金計画：融資証明添付

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：農振、農用地区域外の農地

受付番号3

位 置 等：説明資料の3ページから4ページに記載

転用事由：住宅

資金計画：融資証明添付

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：農振、農用地区域外の農地

受付番号4

位 置 等：説明資料の6ページから7ページに記載

転用事由：住宅

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：手続き中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤 2点ほど確認したい。1点目は、受付番号3番 資料の詳細図に農地への侵入路とあるが、その農地は今回申請者のものか。もう一点は、受付番号4番、1種農地への4条の許可条項の説明がなかったの確認したい。

事務局：受付番号3については、今回申請者の所有されている農地です。受付番号4の不許可の例外的要件「施行規則33条の4 居住するものの日常生活上必要な施設で集落に接続するもの」に該当し許可妥当と判断しております。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

それでは受付番号2から4の3件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：それでは受付番号2から4について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号4について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号4

位 置 等：説明資料の8ページと9ページに記載

転用事由：災害復旧工事に伴う資材置き場

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：一時転用のため不要

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」受付番号4を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号6から10の5件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号6

位 置 等：説明資料の8ページと10ページに記載

潰廃事由：平成5年の道路改良時の残地で大半が進入路となっている。

現地確認：現地は大半がコンクリートブロックで固められており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号7

位置等：説明資料の8ページと11ページに記載

潰廃事由：平成2年頃から耕作道が狭いなど耕作不便なため耕作しなくなり原野化した。

現地確認：低木が繁茂した原野で農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号8

位置等：説明資料の8ページと12ページに記載

潰廃事由：昭和 35 年頃納屋を建てた頃から資材置き場などとして利用していたと顛末書に記載されている。

現地確認：畑は雑木が繁茂し、田 2 筆は納屋がかかり残りは堆肥置き場及び柳が群生しており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 9

位置等：説明資料の 6 ページと 13、14 ページに記載

潰廃事由：労働力不足により昭和 50 年頃から耕作をやめ現在に至る。

現地確認：低木が繁茂し原野化しており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 10

位置等：説明資料の 6 ページと 15 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認：宅地化されており、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 受付番号 6 番 資料上で隣接する農地の所有者は別の方か、また、原状はどうなっているのか。受付番号 7 番 耕作道がないと聞こえたが、付近の農地の状況を教えてほしい。受付番号 10 番 宅地になっているそうだが、顛末書はとっているのか。

事務局 受付番号 6 については、所有者は別の方で、細長いですが現況は畑です。

藤井委員 受付番号 7 番について、申請地の隣接の農地は草刈で管理されていた。申請地はお父さんが亡くなれば平成 2 年から労働力不足により耕作されておらず、進入路についても笹などが繁茂し使えないような状況となっている。

川本委員 申請地は、一番谷の底になり山林している状態であった。

事務局 受付番号 10 番について顛末書は添付されています。

森兼委員 受付番号 9 の 5000 番台の農地 3 筆については、面積も大きいので担当委員から説明をお願いしたい。

道下委員 現地を確認したところ山でした。高い山の上であり水もこない、昭和 50 年頃には山林となっており所有者へは、耕作不便で利用困難なので非農地証明しようといっていました。今回やっと同意を得たものであります。

森兼委員 現地の状況は理解しました。

私は安易に面積の広い農地が非農地証明として上がってきていないかを確認したかった。

農地が荒廃する前に大型農家へ利用を促すとかそのような取り組みをし、活用できる農地は、すぐに非農地にするのではなく活用をすすめていこうということを意見として言いたかった。

議 長：これからの業務の参考にしていけばと思います。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

それでは受付番号6から10の5件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：それでは受付番号6から10について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案送付後に「庄原農業振興地域変更計画」について市より意見を求められましたので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

「庄原農業振興地域変更計画内訳表(総括表)」などにより「除外」「編入」「用途変更」について件数など説明し、意見照会がなされている旨を説明する。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域変更計画」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時35分)